



秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(九〇四・福祉政策課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(九〇五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(九〇六・福祉政策課).....	3
結核予防法による医療機関の指定(九〇七・能代保健所).....	3
入会林野整備計画の認可(九〇八・由利地域振興局農林部).....	3

告 示

証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(九〇九・九一〇・会計課).....	3
公告	
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	4
市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝地域振興局農林部).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	4
人事委員会公告	
平成十七年度秋田県任期付職員採用試験公告.....	5

生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(九〇四・福祉政策課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(九〇五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(九〇六・福祉政策課).....	3
結核予防法による医療機関の指定(九〇七・能代保健所).....	3
入会林野整備計画の認可(九〇八・由利地域振興局農林部).....	3

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
増田町訪問介護事業所	増田町長	平鹿郡増田町増田字七日町七十七番地	訪問介護	平成十七年八月三十一日
田沢湖町短期入所生活介護事業所	田沢湖町長	田沢湖町生保内字下高野七十二の二	短期入所生活介護	平成十七年九月十九日

秋田県告示第九百五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

おたファミリークリニック	増田町社会福祉協議会訪問介護事業所	特別養護老人ホームウオームハート	ショートステイウオームハート	デイサービスセンターハートフル刈和野	医療法人平鹿浩仁会介護老人保健施設西風苑	有限会社サクセス ケアプランセンター おかげさん	グループホーム松峰園	福祉用具貸与「わかば」	ショートステイ「わかば」	居宅介護支援「わかば」	デイサービス「わかば」
太田 昌徳	社会福祉法人 増田町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人ウオームハート 理事長	社会福祉法人ウオームハート 理事長	社会福祉法人ウオームハート 理事長	医療法人 平鹿浩仁会 理事長	有限会社サクセス 代表取締役	有限会社 松峰園 代表取締役	池田ライフサポート&システム株式会社 代表取締役	池田ライフサポート&システム株式会社 代表取締役	池田ライフサポート&システム株式会社 代表取締役	池田ライフサポート&システム株式会社 代表取締役
能代市通町七番十五号	横手市増田町増田字土肥館百七十三番地	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	横手市平鹿町浅舞字新堀九十一	潟上市昭和久保字虻川境一番地十三	山本郡峰浜村水沢字下カッチキ台四十一番地五十八	由利本荘市石脇字田尻野七番地の三	由利本荘市石脇字田尻野七番地の三	由利本荘市石脇字田尻野七番地の三	由利本荘市石脇字田尻野七番地の三
居宅療養管理指導	訪問介護	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	通所介護	通所リハビリテーション	居宅介護支援事業	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	短期入所生活介護	居宅介護支援事業	通所介護
平成十七年九月二日	平成十七年九月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年八月一日	平成十七年七月十五日	平成十七年六月一日	平成十七年六月一日	平成十七年六月一日	平成十七年六月一日

秋田県告示第九百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称		所 在 地	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変 更 年 月 日
	株式会社 虹の街能代営業所	株式会社 虹の街能代営業所 代表取締役					

秋田県告示第九百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐野薬局大瀬店	能代市大瀬壺下十二番地八号	平成十七年十月一日

秋田県告示第九百八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、由利本荘市東由利法内小倉第二次入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 整備計画の名称 由利本荘市東由利法内小倉第二次入会林野整備計画
- 二 認可の年月日 平成十七年十月二十一日

秋田県告示第九百九号

秋田県財務規則（昭和二十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後	変 更 前	売 り さ ば き 人 の 事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称
仙北市角館町西野川原三十四番六号 仙北地区交通安全協会	仙北市角館町西野川原三十四番六号 角館地区交通安全協会	

秋田県告示第九百十号

秋田県財務規則（昭和二十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変 更 後	変 更 前
にかほ市象潟町字入道島十五番八号 にかほ地区交通安全協会	にかほ市象潟町字入道島十五番八号 仁賀保地区交通安全協会

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、美郷町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（県単小規模土地改良事業 四ツ屋地区）計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十月二十四日から同年十一月二十一日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡美郷町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、湯沢市から協議があつた土地改良事業（瀬野ヶ沢地区県単小規模土地改良事業）の施行について、平成十七年十月十二日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

顕微ラマン830nmレーザー 一式

- (一) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限
平成十七年十二月二十八日（水）
- (三) 納入場所
秋田県立大学木材高度加工研究所
- (四) 入札に参加する者に必要な資格

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月二十一日（金）から同月三十一日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月七日（月）午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

- する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 冷熱衝撃装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十八年一月二十日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一戸
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月二十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年十一月七日(月) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

人事委員会公告

平成17年度秋田県任期付職員採用試験公告
人事委員会規則4・5（職員の任用）第8條第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成17年10月21日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
------	-----------	------

一般事務	10	国体・障害者スポーツ大会局に勤務して、秋田わか杉国体に関する一般事務に従事する。ただし、他の知事部局の課及び地方機関等に勤務して一般事務に従事する場合はある。
------	----	---

3 給与
 平成17年4月1日現在、行政職給料表2級2号給(月額170,700円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格
 昭和63年4月1日までに生まれた者
 ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等
 (1) 第1次試験
 ア 実施日
 平成18年1月14日(土)
 イ 場所
 次のいずれかで実施する。

- 秋田市文化会館 秋田市山王7丁目3番1号
- 秋田県庁正庁 秋田市山王4丁目1番1号
- 秋田県庁第二庁舎 秋田市山王3丁目1番1号
- 秋田県議会大会議室 秋田市山王4丁目1番1号

ウ 方法
 大学卒業程度の学力を問う教養試験を行う。
 エ 合格者の発表(予定)
 平成18年1月25日に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験
 ア 実施日(予定)
 平成18年2月上旬
 イ 場所 秋田市
 ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験及び適性検査を行う。
 (3) 資格調査
 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表
 平成18年2月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
 6 採用の方法、採用時期及び任期
 (1) 方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用時期
 平成18年4月1日
 (3) 任期
 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

7 受験手続
 (1) 受験申込書の交付
 秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオソ)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み
 受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間
 日曜日及び土曜日を除き、平成17年11月7日(月)から同年11月22日(火)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。
 なお、郵送による申込みは、平成17年11月22日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他
 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。
 (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

出 張

平成十七年十月十四日(即休) 秋田県 県議の森野健和市長兼秋田県庁長官(秋田県庁の秋田県庁) (照野昭二)

136ページの表中

〔特定パーティーの概要〕

(政治団体) 特定パーティーの名称	対価に係る 収入の金額(円)	対価の支払を した者の数(人)	特定パーティーの 開催場所
(経済調査会) 衆議院議員・御法川信英君を励ます会	27,435,000	1,829	大曲エンパイヤホテル
(地域経済研究会) 2004佐竹のりひさスプリングフォーラム	27,174,265	2,718	秋田キャッスルホテル

は、

〔特定パーティーの概要〕

(政治団体) 特定パーティーの名称	対価に係る 収入の金額(円)	対価の支払を した者の数(人)	特定パーティーの 開催場所
(経済調査会) 衆議院議員・御法川信英君を励ます会	27,435,000	1,829	大曲エンパイヤホテル
(地域経済研究会) 2004佐竹のりひさスプリングフォーラム	27,174,265	2,718	秋田キャッスルホテル
(寺田すけしろ後援会) 知事を囲む新春のつどい	56,470,000	5,647	秋田ビューホテル

の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄